

地区公民館の多様な活用に向けて（検討案）意見等取りまとめ

○検討内容

施設の所管（所有）を教育委員会から市長部局へ移管の方向で検討しています。

（社会教育法の適用外施設として生涯学習の場を提供します）

○ご意見・ご要望等

- ・現在は、生涯学習スポーツ課職員が兼務となるなど、教育委員会と市長とで共管しているという認識でありますが、今後も教育委員会が社会教育の観点から一定の関与ができる形が望ましいと考えます。倉吉市では、コミュニティセンターを社会教育法上の公民館とみなす形をとっています。このような先行事例も確認しつつ、慎重に進められることを望みます。
（参考）倉吉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
第2条 センターは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定により設置する公民館とみなす。
- ・市長部局へ移管し社会教育法の適用外施設にすることで、地域の新しいニーズに即応した小規模多機能の地域の拠点づくりが可能と考える。ただし地区公民館は地域における社会教育・生涯教育の中核的機関であり、移管後もこれまでどおり社会教育・生涯教育活動が担保されることが重要である。そのためにも教育委員会との関係性は希薄化することのないような関係づくりを行うことが大切と考える。
- ・今後の高齢者増加に伴って、生涯学習の普及、発展が望まれる。学校や公民館を核化した生涯学習のなお一層の充実が望まれる。学校と公民館のハード面でも連携が不可欠であるが、学校は市教委、公民館は市長部局となるとその辺り、連携の充実が懸念されるのではないのでしょうか。
- ・どちらかに一本化すべき。一般市民には、公民館の組織がどうなっているのか理解できない人が多いと思われる。要は、利用しやすい公民館であれば地元民はそれでよいと思う。
- ・まちづくり協議会が入って来ているので教育委員会以外の部署が管轄しても致し方ないと思います。
- ・教育委員会の所管で公民館を多目的に使用できないようであれば、市長部局が良いと思われます。住民にとっては、所管がどこであれ、今まで通り、色々な事業に気軽に利用できれば良いです。
- ・社会教育法によって、公民館に利用が制限されているのであるならば、移管の方向で良いと思います。ただ、地域によってコミュニティセンターにするのか、合同にするのか、など移管の形は地域毎で変わってくる必要がある。

○検討内容

利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲の拡大を検討しています。

○ご意見・ご要望等

- ・現在の公民館利用の実態をみると、全体的に有効活用されていない傾向にある。市民アンケートから利用促進を望む意見も多く、民間事業者等への貸出や営利活動など、利用制限を緩和し利用率を上げ活性化を図ることは時代の趨勢（すうせい）と考える。
- ・対象範囲の拡大については、賛成です。公民館の利用者は固定化しており、学校同様、ハードルが高いと感じている地域住民もおられるように聞いています。利用者や自治会役員が一部の住民に固定化されていて、多くの住民は、公民館とは無関係のような感じになっています。センターとしての役割を果たすべく、コミュニティとしての動きを加速してほしいと願っています。
- ・利用制限を緩和し、広く利用していただくようすべき。みなさんに利用していただくことで、公民館が有効になり活かされる。より多く利用していただくこと。

- ・「当該地区公民館の設置区域内の住民でなければならない」との事ですが、確かに公民館の職員さんからそのように言われたことはありますが、利用者全員がその地域に住んでいる人でなければならないという訳ではなく、その中の何人かがその地域に在住する人でも良いとの事ですので、特に困っているわけではありません。私に関わっている公民館は、いつも部屋が一杯で、利用されていない部屋はないようでした。また、公民館が平屋（1階建て）の所が増えているので、いつもどの部屋も利用されています。
- ・地域住民と関わりのあるグループ、団体、企業であれば、完全な営利目的でなければ、空いている施設は有効活用すれば良いと思います。
- ・公民館は生涯学習の場所であると考えているものの、利用している時は地域での活動や学校での集会でしかない。子育て世代でも学ぶ内容が増えると良い。
- ・各地区公民館の利用実態を勘案して、市全体としては、統一をはかるべき点を慎重に見極める必要があると思います。

○検討内容

営利目的で公民館を利用する際などは、利用料を徴収する検討をしています。

○ご意見・ご要望等

- ・地区の住民が公民館を利用する場合は、これまでどおり無料とし、非営利目的で利用する場合も同様とする。また地区外および地区の民間業者等が営利目的で利用する場合は他の公共施設と同様に受益者負担を求めることが望ましいと考える。なお、利用料を徴収することで自主運営を求めることのないようなシステムづくりが必要と考える。
- ・営利を目的とした利用に関して、利用料を徴収することは当然だと思いますが、それ以上に大事なことは広く地区外住民にも公民館利用をしっかりと促進していただきたいと思います。営利を目的としていないのなら無料が適当だが、内容が不適当なら（例：宗教的活動など）、許可はできないでしょう。
- ・民間事業者や営利目的業者へも開放すればよい。利用料をいただければよい。
- ・営利目的というのが、どのように解釈されているのか分かりませんが、今、利用料を徴収していないので、安心して利用されているのではないでしょうか。コロナ禍の中、公民館に行かなくなったお年寄りが増え、体調を悪くされたり、認知症になられたお年寄りがおられると聞きました。医療費の削減の為にも、家から近くにある公民館に通って、健康を保つことが、地域の方々の健康、元気活気につながると思います。
- ・利用料は例え、趣味の集まりで授業料、材料費等の料金で金銭が動いても、販売目的でなければ、今まで通りで良いと思われそうですが、どこからが営利目的なのかの線引きが難しいと思います。徴収するのなら、統一したガイドラインを示さなければ不公平になります。
- ・人が集う場所として、カフェのような場所があれば良いのではないだろうか。くつろぎながら学べたり、打ち合わせができると多くの人に利用される気がする。子どもの自主学習ができるスペースが少なく、公民館が利用できたら良いです。
- ・各地区公民館の利用実態を勘案して、市全体としては、統一をはかるべき点を慎重に見極める必要があると思います。
- ・公民館利用に伴う利用料徴収に係る地区公民館職員への事務負担が極力、過重とならないよう制度設計を行うか、適切な職員補充を検討していただきたいと思います。

地区公民館の多様な活用に向けた意見等取りまとめ

対 象：地区公民館職員

照会期間：7/8（金）～7/19（火） ※期間後に追加あり

《施設の所管について》

○検討内容

**施設の所管（所有）を教育委員会から市長部局へ移管の方向で検討しています。
（社会教育法の適用外施設として生涯学習の場を提供します）**

目的：社会や地域課題の変化に対応するため、公民館の設置目的を、生涯学習をはじめ、幅広いまちづくり（福祉や防災、産業振興、地域活性化など）に対応できる地域の拠点施設とします。

※現在、公民館の所有は教育委員会ですが、平成20年から管理運営（施設管理、職員人事、研修）は市長部局が担っており、移管において今の状況と大きく変わりはありません。

※生涯学習事業については、公民館条例にかわる新たな施設条例で、施設が行う事業として明確に定め、これまで通り予算を確保し同様に実施したいと考えています。

○意見のまとめ、事務局の整理

賛成・問題ない：13 ※賛成・問題ないという方の意見は省略
 課題・質問：8
 その他：1
 反対：8

《課題・質問》

- ・変わることのメリット、デメリットを示してほしい

《反対意見》

- ・社会教育を守るため、施設を市長部局へ移管することに反対する意見
⇒これまでと同様に、教育委員会が社会教育に関する部分を担い、引き続き関わることを再度説明が必要
- ・職員の業務が幅広くなることを心配する意見
⇒業務内容に見合った体制は検討が必要
- ・社会教育法で規定された施設として社会教育の核とすべきとの意見
⇒社会教育法適用外の施設で、社会教育を行うことは可能

《利用対象について》

○検討内容

利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲の拡大を検討しています。

目的：地区の枠を超えた合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、新たな地域交流促進が行われるよう見直します。併せて、空き時間の有効活用などによって施設を最大限に利用します。

※現行の鳥取市公民館条例では、公民館利用者は、「当該地区公民館の設置区域内の住民でなければならぬ」となっていますが、特定の団体しか利用していない、あるいは利用が少ない部屋があるなど、有効活用されていないという課題があります。

○意見のまとめ、事務局の整理

賛成・問題ない：18

課題・質問：11

その他：4

反対：5

《課題・質問》

- ・利用可能とする範囲の明確化、ルールを市が作成する
(現場の判断に任せない) ことが求められる
 - ・利用対象を拡大した際、新規利用者とのトラブルを不安
 - ・鍵の管理や清掃などのセキュリティを心配する
 - ・地区住民の優先利用を担保すべき
- ⇒ 意見を基に市が
ルール案を作成し、
協議を進める

《反対意見》

- ・対象範囲の拡大について必要性を感じていない。(特に地域住民の利用頻度が高く、稼働率が高い地区に見られる)

《施設利用料について》

○検討内容

営利目的で公民館を利用する際などは、利用料を徴収する検討をしています。

目的：民間事業者の利用や営利目的など、利用対象を拡大することと併せて、他の公共施設と同様に受益者負担を求めます。

※現在と同様、地域の住民が非営利目的で利用する際は無料(減免)とすることで、従来からの公民館利用者の負担増にならないよう配慮したいと考えています。

○意見のまとめ

- ・営利目的で利用する場合は徴収し、地域住民が利用する場合は原則無料を望む
- ・料金徴収の業務負担が増えないこと及び明確な基準を設けることを望む
- ・反対意見は1件(営利目的での利用を想定していない)

	鳥取市	倉吉市	米子市
名称	地区公民館	コミュニティセンター	公民館
館数	61館（うち1館は分館）	13館	30館
設置目的 （条例上）	鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図る	各地区における地域活動の拠点となり、地域住民相互の交流活動、地域づくり活動、地域福祉活動その他の地域の諸活動の支援を行うことで、倉吉市の生涯学習及びコミュニティ活動の推進並びに福祉その他の公益の増進に資する	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する
所管	教育委員会	市長部局	市長部局
（補足）	H20から地区公民館の管理及び運営に関することは市長部局が補助執行	教育委員会の権限に属する事務の補助執行により市長の事務部局へ移管	教育に関する事務のうち、公民館の設置、管理及び廃止に関するものは、市長が管理し執行する（米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例）
	H20～	R3～	R4～
根拠法	社会教育法	地方自治法 ※社会教育法第21条第1項の規定により設置する公民館とみなす。	社会教育法
社会教育の担保	教育委員会の関与（生涯学習委託事業）	—	教育委員会に協議し、又は教育委員会の意見を聴く
管理運営	直営（地域からの要望で変更可能）	指定管理者	直営
条例上の事務・事業	(1) 対象地区の社会教育、文化及び社会体育行事等の実施並びに奨励に関すること。 (2) 対象地区の社会教育のための各種学級、講座の開設及び運営に関すること。 (3) 対象地区の社会教育関係団体の育成に関すること。 (4) 町内又は部落公民館活動の奨励援助に関すること。 (5) その他公民館に関すること。	(1) 社会教育法第22条に規定する事業 (2) 住民自治の向上を図り、住民主体によるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び事業の推進に関すること。 (3) 地域福祉の推進に関すること。 (4) 地域防災の推進に関すること。 (5) 人権啓発の推進に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業	※条例上の定め無し。社会教育法では以下のとおり。 一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
使用料	無料	有料（利用料：指定管理者の収入）	有料（使用料：市の歳入）

地区公民館(鳥取市自治基本条例:コミュニティの活動の拠点施設)

【下澤委員ご提供資料】

投資に見合う効果を求めて!

1.地区公民館の
未来像を描く

コミュニティの
活動の拠点施設と
なるには!

地区公民館(例)~公民館は究極のサービス業である~(基本概念)

- 1.生涯教育事業(現在社会に会ったもの)
- 2.アーカイブ事業(地域の歴史、構成団体の歴史)
- 3.貸館事業(デジタル予約)
- 4.市役所の窓口業務(各種書類の発行、税金、郵便ポスト)
- 5.営利事業(貸館・貸機材・商品販売)
- 6.職員の柔軟な配置とジョブアップ(繁栄公民館の増員と年収アップ)
- 7.毎日14時間営業
など

2.実現するための問題点の洗い出しと解決方法を準備する。

3.具体的方策

- 1.所管の移動(教育委員会⇒市長部局)
- 2.利用制限の緩和
- 3.営利目的の使用を許可

*このような手順だと思いが、今回いきなり「3」からスタートでは、皆のコンセンサスはとれないと思う、